

基礎控除額の改正

本人の合計所得金額に応じ、基礎控除額が変動します。合計所得金額が2,500万円を超える人は、基礎控除が適用されません。

合計所得金額	改正前	改正後
2,400万円以下	33万円 (38万円)	43万円 (48万円)
2,400万円超 2,450万円以下		29万円 (32万円)
2,450万円超 2,500万円以下		15万円 (16万円)
2,500万円超		0円 (0円)

※ () 内は所得税

給与所得控除額の改正

給与収入	改正前	改正後
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40% - 10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 18万円	収入金額×30% + 8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% + 54万円	収入金額×20% + 44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10% + 120万円	収入金額×10% + 110万円
850万円超 1000万円以下		195万円
1000万円超	220万円	

町県民税の税制改正

問い合わせ先
税務課課税係

☎0943-32-1114

令和3年度(令和2年1月1日～令和2年12月31日に得た収入)の課税から各種控除額などが見直されます。

年金所得控除額の改正

年金収入		改正前	改正後		
		所得区分なし	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円以下	70万円	60万円	50万円	40万円
	130万円超 410万円以下	収入金額×25% + 37万5,000円	収入金額×25% + 27万5,000円	収入金額×25% + 17万5,000円	収入金額×25% + 7万5,000円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15% + 78万5,000円	収入金額×15% + 68万5,000円	収入金額×15% + 58万5,000円	収入金額×15% + 48万5,000円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5% + 155万5,000円	収入金額×5% + 145万5,000円	収入金額×5% + 135万5,000円	収入金額×5% + 125万5,000円
	1,000万円超		195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円
65歳以上	330万円以下	120万円	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	収入金額×25% + 37万5,000円	収入金額×25% + 27万5,000円	収入金額×25% + 17万5,000円	収入金額×25% + 7万5,000円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15% + 78万5,000円	収入金額×15% + 68万5,000円	収入金額×15% + 58万5,000円	収入金額×15% + 48万5,000円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5% + 155万5,000円	収入金額×5% + 145万5,000円	収入金額×5% + 135万5,000円	収入金額×5% + 125万5,000円
	1,000万円超		195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

所得金額調整控除の創設

① または ② に当てはまる場合、所得金額調整控除額が給与収入または給与所得から控除されます。①②

どちらも当てはまる場合、①の控除後に②を控除します。

要件	所得金額調整控除額
① 給与収入が 850 万円を超え、次のいずれかに当てはまる人 ・特別障害者である ・23 歳未満の扶養親族がいる ・特別障害者である同一生計配偶者（もしくは扶養親族）がいる	$(\text{給与収入}^{\ast 1} - 850 \text{ 万円}) \times 10\%$
② 給与所得および公的年金に係る雑所得があり、その合計額が 10 万円を超える人	$(\text{給与所得}^{\ast 2} + \text{公的年金に係る雑所得}^{\ast 2}) - 10 \text{ 万円}$

※ 1. 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円 ※ 2. 10 万円を超える場合は 10 万円

寡婦控除の改正・ひとり親控除の創設

	改正前		改正後	
	要件 項目はすべて満たすこと	控除額 (所得税)	要件 項目はすべて満たすこと	控除額 (所得税)
寡婦	<ul style="list-style-type: none"> 夫と死別または離別した 扶養親族または総所得金額等の合計額が 38 万円以下の生計を同じとする子がいる 	26 万円 (27 万円)	<ul style="list-style-type: none"> 夫と離別した 子以外の扶養親族がいる 合計所得金額が 500 万円以下である 	26 万円 (27 万円)
	<ul style="list-style-type: none"> 夫と死別した 合計所得金額が 500 万円以下である 		<ul style="list-style-type: none"> 夫と死別した 合計所得金額が 500 万円以下である 	
寡夫	<ul style="list-style-type: none"> 妻と死別または離別した 総所得金額等の合計額が 38 万円以下の生計を同じとする子がいる 合計所得金額が 500 万円以下である 	26 万円 (27 万円)	—	—
特別寡婦	<ul style="list-style-type: none"> 夫と死別または離別した 扶養親族である子がいる 合計所得金額が 500 万円以下である 	30 万円 (35 万円)	—	—
ひとり親控除	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 生計を同じとする子（総所得金額等 48 万円以下）がいる単身者である 所得が 500 万円以下である ※住民票の続柄に「夫・妻（未届）」の記載がある人は対象外 	30 万円 (35 万円)

婚姻歴の有無や性別は問いません

	配偶関係	改正前				改正後					
		死別		離別		死別		離別		未婚のひとり親 ～ 500 万	
		～ 500 万	500 万～	～ 500 万	500 万～	～ 500 万	500 万～	～ 500 万	500 万～		
女性	扶養親族あり	子	30 万円 (35 万円)	26 万円 (27 万円)	30 万円 (35 万円)	26 万円 (27 万円)	30 万円 (35 万円)	—	30 万円 (35 万円)	—	30 万円 (35 万円)
		子以外	26 万円 (27 万円)	26 万円 (27 万円)	26 万円 (27 万円)	26 万円 (27 万円)	26 万円 (27 万円)	—	26 万円 (27 万円)	—	—
	扶養親族なし	26 万円 (27 万円)	—	—	—	26 万円 (27 万円)	—	—	—	—	—
男性	扶養親族あり	子	26 万円 (27 万円)	—	26 万円 (27 万円)	—	30 万円 (35 万円)	—	30 万円 (35 万円)	—	30 万円 (35 万円)

※ () 内は所得税

非課税限度額の改正

	改正前	改正後
A 均等割も所得割も課税されない人	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 障がい者、未成年者、寡婦、寡夫のいずれかで、前年中の合計所得金額が125万円以下の人（給与所得者の給与収入で204万4,000円未満） 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親のいずれかで、前年中の合計所得金額が135万円以下の人（給与所得者の給与収入で204万4,000円未満）
B 均等割が課税されない人	<ul style="list-style-type: none"> 控除対象配偶者や扶養親族がおらず、合計所得金額が28万円以下の人 控除対象配偶者や扶養親族があり、合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 28万円×(1+控除対象配偶者数+扶養親族数) +16万8,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 控除対象配偶者や扶養親族がおらず、合計所得金額が38万円以下の人 控除対象配偶者や扶養親族があり、合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 28万円×(1+控除対象配偶者数+扶養親族数) +26万8,000円
C 所得割が課税されない人	<ul style="list-style-type: none"> 控除対象配偶者や扶養親族がおらず、総所得金額等が35万円以下の人 控除対象配偶者や扶養親族があり、総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人 35万円×(1+控除対象配偶者数+扶養親族数) +32万円 A または B に当てはまらず、所得控除や税額控除により所得割が算出されない人 	<ul style="list-style-type: none"> 控除対象配偶者や扶養親族がおらず、総所得金額等が45万円以下の人 控除対象配偶者や扶養親族があり、総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人 35万円×(1+控除対象配偶者数+扶養親族数) +42万円 A または B に当てはまらず、所得控除や税額控除により所得割が算出されない人

扶養要件（合計所得金額要件）の改正

	改正前	改正後
同一生計配偶者・扶養親族	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下

中止されたイベントのチケットの払い戻しを受けない場合の寄附金税額控除

新型コロナウイルスの影響で中止・延期・規模縮小されたイベント（主催者が文化庁・スポーツ庁からの指定を受けているもの）で、そのチケットの払い戻しを受けることを辞退した場合、町県民税の寄附金税額控除の対象となります。

控除対象となるチケット料金は最大20万円です。ほかの寄附金税額控除の対象額と合わせて、総所得金額等の30%が上限です。



住宅借入金特別控除

令和元年10月1日～令和2年12月31日に取得した住宅で、消費税率10%が適用されるものは、住宅ローン控除の適用期間が10年から13年に延長されます。令和2年12月31日までに居住できなかった場合でも、以下の要件をすべて満たせば控除期間の延長が可能です。

所得税から控除しきれなかった住宅借入金特別控除のうち、控除限度額の範囲内で町県民税から税額控除されます。

適用要件

- 新型コロナウイルスの影響で、新築した住宅への居住開始が遅れた
- 一定期間（新築は令和2年9月末まで、それ以外は令和2年11月末まで）に新築した住宅の契約を行っている
- 令和3年12月末までに新築した住宅に住み始めた

※住宅借入金特別控除を受けるためには、1年目に八女伝統工芸館で確定申告をする必要があります。